

新篠津村

男女共同参画計画

平成28年3月

新篠津村

計画策定の趣旨

わが国では、昭和21年の日本国憲法制定により、法の下での平等（第14条）が明記されています。また、世界では国際連合が提唱した「国際婦人年」（昭和50年）を一つの節目として、同年に「国際婦人年世界会議」が開催され、「世界行動計画」が採択されるなど、男女共同参画の取組みが進みました。その後の日本における取り組みとして、平成11年の「男女共同参画社会基本法」（平成11年6月23日法律第78号、平成11年12月22日改正）の制定により、男女共同参画社会の確立が目指されました。同法第14条第3項においては、市町村でも「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画」という。）を定めるように努めなければならない」とされています。

男女共同参画社会基本法制定から16年が経過し、北海道や近隣市町村も男女共同参画基本計画の策定が進んでいることを受けて、本村においても、女性も男性も一人ひとりが自らの意思で様々な社会活動に参画する機会を確保し、活気あるまちづくりを推進するためにこの計画を策定します。

<目次>

1. 計画策定の目的及び基本理念	1
(1)目的	1
(2)背景	1
(3)基本理念	2
2. 計画の位置づけ	2
(1)市町村男女共同参画計画としての位置づけ	2
(2)市町村女性活躍推進計画としての位置づけ	3
(3)法令及び関連計画との位置づけ	3
3. 計画期間	3
4. 計画の基本目標	4
5. 目標	4
(1)目標1:男女共同参画社会形成に向けた住民意識の改革	4
(2)目標2:性別を問わずさまざまな分野への参画の促進	4
(3)目標3:住民同士が互いの人権を尊重した住み良いまちづくりの推進	4
6. 計画の体系	5
7. 計画の推進体制	6
8. 施策の基本方向	7
(1)目標1:男女共同参画社会形成に向けた住民意識の改革	7
(2)目標2:性別を問わずさまざまな分野への参画の促進	10
(3)目標3:住民同士が互いに人権を尊重した住み良いまちづくりの推進	13

1. 計画策定の目的・背景及び基本理念

(1) 目的

この計画は、本村における男女共同参画社会の実現に向けて、具体的な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

(2) 背景

① 国における動向

「第3次男女共同参画基本計画」においては、「女性の活躍による経済社会の活性化」、「様々な困難な状況に置かれている人々への対応」、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」等の視点を強調し、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）を始めとする様々な取組を進めています。

現在、社会全体で女性活躍の動きが拡大し、日本社会は大きく変わり始めており、特に、指導的地位への女性の参画促進に向けては、平成27年9月には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」（以下「女性活躍推進法」という。）が成立しました。

加えて、女性の活躍推進に向けた基盤として、男性の家事・育児等への参画に向けた取組、非正規労働対策、ひとり親家庭など困難を抱える女性に対する支援、配偶者暴力など女性に対する暴力の予防と根絶、などについても取組が進められてきているところです。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災の経験から、防災分野における男女共同参画の推進について取組を進める必要性が明らかとなり、防災基本計画の修正、災害対策基本法の改正、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針の作成などの取組が進めてきました。

さらに、国連婦人の地位委員会や第3回国連防災世界会議の場を通じて、我が国の経験や教訓を諸外国と共有し、国際社会における取組を推進しています。

② 北海道における動向

男女共同参画社会基本法第14条第1項では、都道府県についても国の男女共同参画基本計画を勘案して都道府県男女共同参画計画を定めなければならないとなっており、北海道では平成9年3月に、男女が共に参画する社会を実現するための指針となる「北海道男女共同参画プラン」を策定しています。

平成13年3月には「北海道男女平等参画推進条例」を制定し、それまでの「女性室」を「男女平等参画推進室」に改組、また、「北海道男女共同参画推進本部」を「北海道男女平等参画推進本部」に名称変更するとともに、推進体制の強化を講じています。また、この条例に基づき、新たに「北海道男女平等参画基本計画」を策定し、さらに、平成20年3月、取組の成果と課題、国の動きや道民の方々からの意見募集の結果等を踏まえ、「第2次北海道男女平等参画基本計画」を策定しています。

③新篠津村における動向

男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項では、市町村についても市町村男女共同参画計画を定めるよう努めることが求められています。これまで新篠津村では、コミュニティ女性部など女性団体の活動が活潑に行われていることから男女共同参画計画の策定に至りませんでした。しかし、人口減少社会に突入したなか、新篠津村の人口は減少傾向にあり、加えて、平成 22 年度の国勢調査では約 3 人に 1 人が 65 歳以上となっています。なお、平成 28 年 2 月末の住民基本台帳では、65 歳以上が 34%を超えている状況です。

新篠津村の活力である高齢世代を支え、若年世代にとって住みよいまちにするため、男女共同参画社会の実現は不可欠と考え、本計画を策定するものです。

④男女共同参画社会の必要性

「男女共同参画社会基本法（平成 11 年制定）」の前文において、「男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である」と明記され、また、同法第 14 条には、市町村は「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない」と規定されています。

市町村は、その地域の特性を生かした施策を展開し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいくことが求められています。

(3)基本理念

本村における男女共同参画を推進していく上での基本とする考え方や視点、すなわち基本理念を「男女共同参画社会基本法」の 5 つの基本理念を鑑み、次のとおりとします。

新篠津村男女共同参画推進の基本理念
「心豊かで健やかに生涯暮らせるまちづくり」

2. 計画の位置づけ

(1)市町村男女共同参画計画としての位置づけ

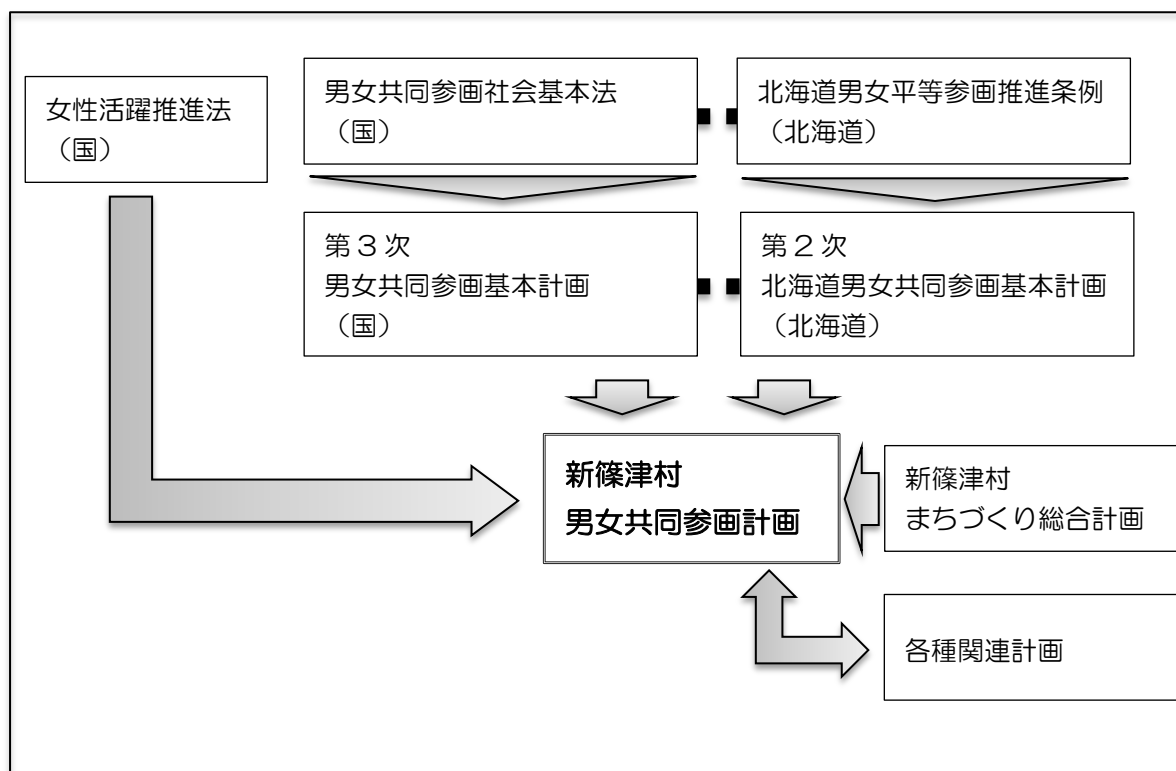
この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置づけるものであり、本村における男女共同参画社会の実現に向けた総合的な施策の指針です。

(2) 市町村女性活躍推進計画としての位置づけ

この計画は、女性活躍推進法第6条第2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」として位置づけるものです。

(3) 法令及び関連計画との位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法、女性活躍推進法、北海道男女平等参画推進条例、国の男女共同参画基本計画及び道の男女平等参画基本計画を踏まえ、新篠津村まちづくり総合計画及びその他の関連計画との整合性を図っています。



3. 計画期間

この計画の計画期間は、平成27(2015)年度から平成32(2020)年度までの5年間とし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて必要な見直しを行います。

4. 計画の基本目標

「心豊かで 健やかに 生涯暮らせるまち」

本村において男女共同参画社会が実現した姿を「心豊かで 健やかに 生涯暮らせるまち」とし、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。

5. 目標

(1) 目標1: 男女共同参画社会形成に向けた住民意識の変革

男女共同参画社会の実現に向け、新篠津村在住の方々の意識改革を促していきます。

(2) 目標2: 性別を問わずさまざまな分野への参画の促進

新篠津村在住の方々が性別に問わず、自らの選択により、職業生活、家庭生活及び地域生活などへ参画できる仕組みづくりを進めていきます。

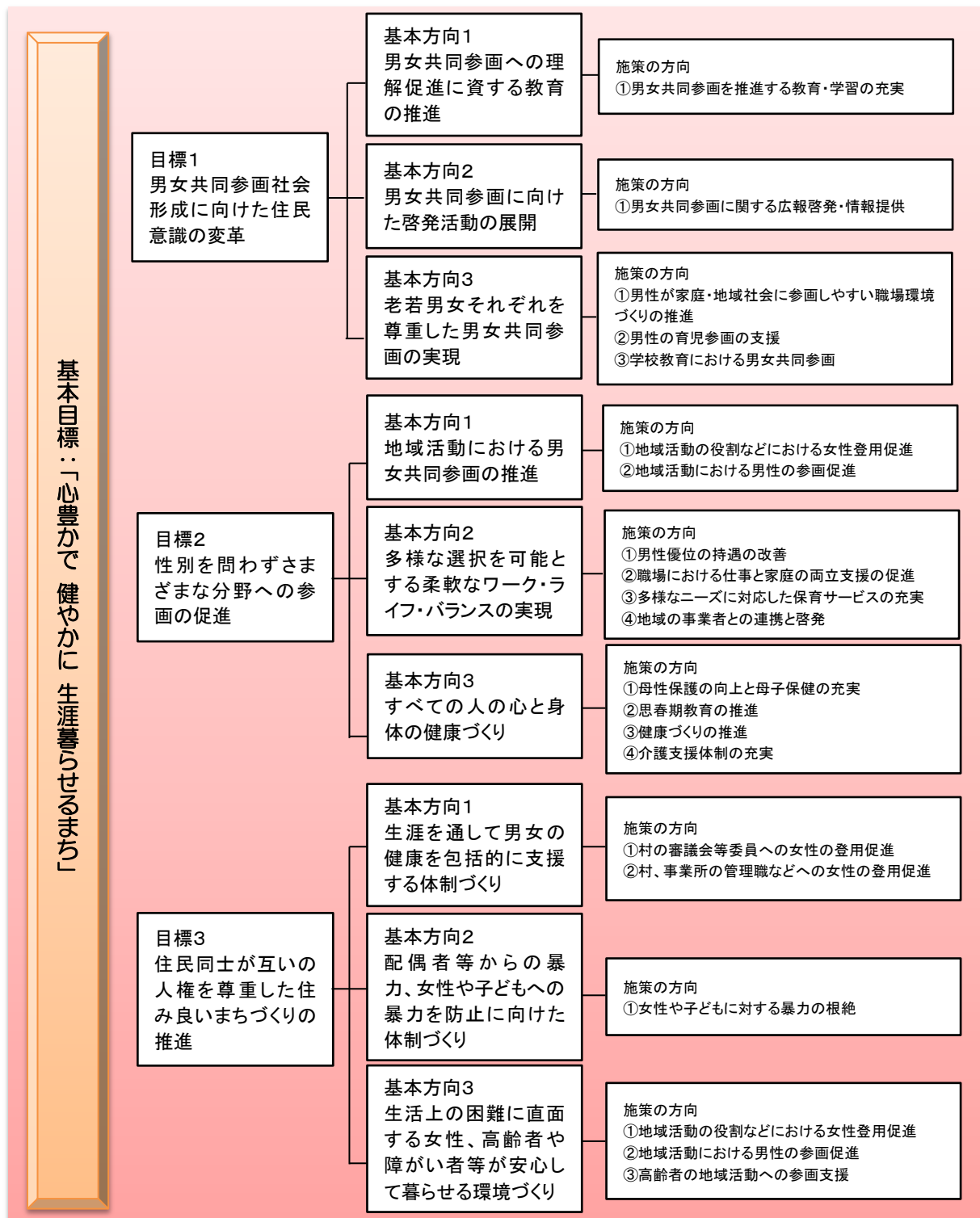
(3) 目標3: 住民同士が互いの人権を尊重した住み良いまちづくりの推進

性別に捉われた考え方を是正し、互いを「人」として尊重することにより、「住み良いまち」を目指していきます。

6. 計画の体系

それぞれの目標を達成するために、施策の基本方向に沿って取り組みます。

新篠津村男女共同参画推進の基本理念 「心豊かで健やかに生涯暮らせるまちづくり」



7. 計画の推進体制

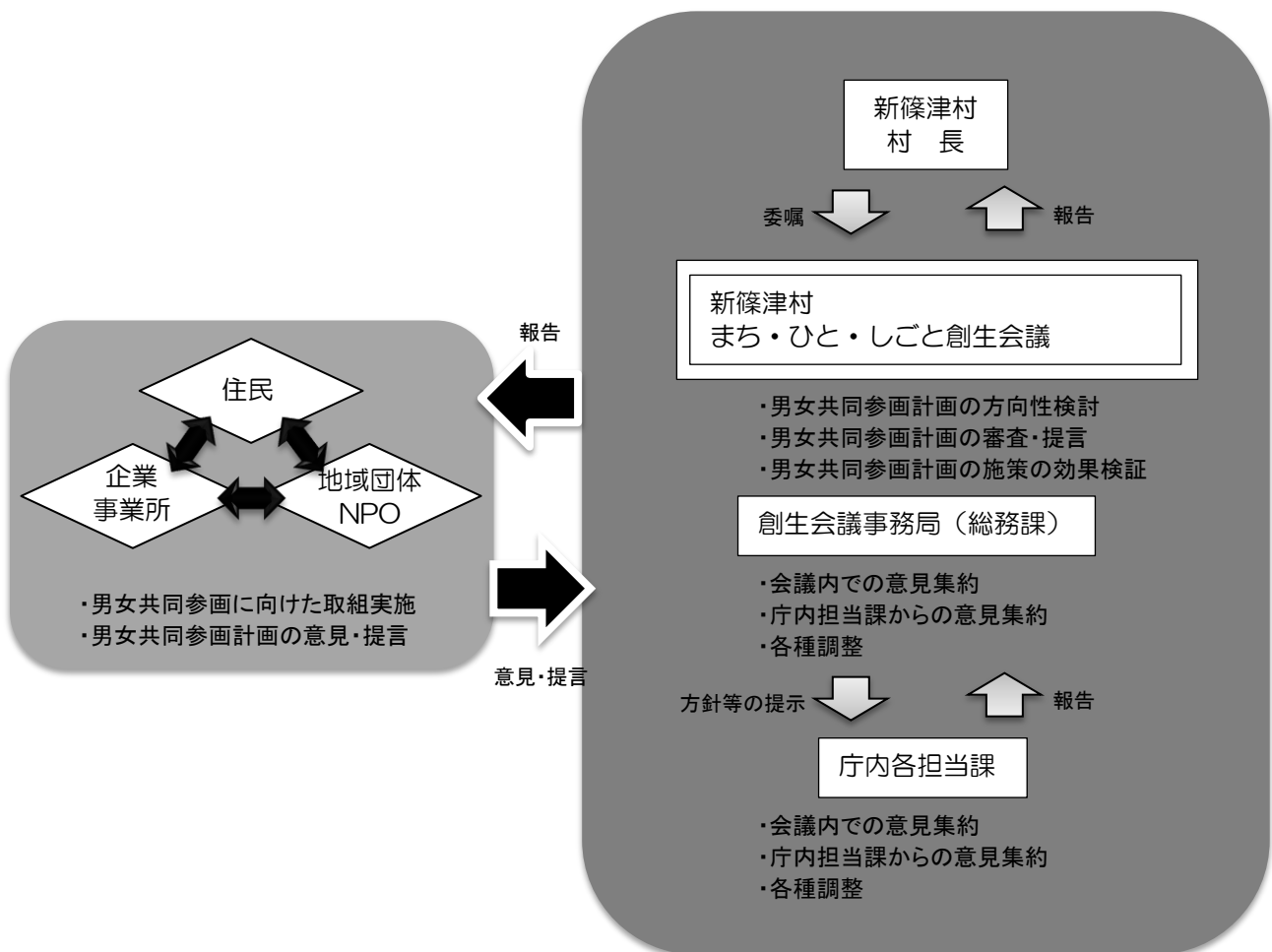
(1) 庁内における推進

計画の推進にあたって、新篠津村役場のあらゆる部署において男女共同参画社会づくりの重要性を認識し、職員一人ひとりが男女共同参画についての理解を深め、全庁的かつ総合的に取組を実施します。

(2) 住民、団体等との連携

地域住民の意見等を施策等に反映させるため、「新篠津村まち・ひと・しごと創生会議」を設置します。

この計画は、住民をはじめ企業・地域団体・NPO等の各種団体、行政関係機関などと連携・協働して推進します。



8. 施策の基本方向

(1) 目標1: 男女共同参画社会形成に向けた住民意識の変革

<基本方向1>

男女共同参画への理解促進に資する教育の推進

現状と課題

- 男女共同参画とは何か、どのような考えなのか、そしてどのような具体的な内容をもつものなのかなどについて、さまざまな方法により、最新の情報を新篠津村在住者へ広く共有する必要があります。
- 新篠津村に在住のあらゆる世代の人たちを対象に、男女共同参画をテーマとした講座等の開催により、男女共同参画に関する知識の伝達や意識の変革を促す機会を提供していきます。

施策の方向	取組内容	取組項目
①男女共同参画を推進する教育・学習の充実	<ul style="list-style-type: none">・男女共同参画に対する意識を高めていくため、男女共同参画について考える場や学習する場の提供・近隣市町との連携を深め、広域的に男女共同参画の知識を高めていくための活動推進・あらゆる世代の男女が生涯にわたり能力を高めていくことができるよう、それぞれのライフスタイルにあった学習機会の提供・学校では、性別にとらわれない、一人ひとりの個性と能力にあった進路指導や、その情報提供により児童・生徒自らが主体的に進路選択できるような指導の推進	<ul style="list-style-type: none">・男女共同参画に関する研修会、講演会や学習会を開催・教育活動・学校運営における男女共同参画の推進・性別にとらわれない教育や進路指導の推進・各種団体などに対する意識啓発

<基本方向2>

男女共同参画に向けた啓発活動の展開

現状と課題

- 男女共同参画社会を実現するため、「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分担意識をなくすための働きかけが必要です。

施策の方向	取組内容	取組項目
①男女共同参画に関する広報啓発・情報提供	<ul style="list-style-type: none">・「広報しんしのつ」や村のホームページを中心に広報・啓発活動の実施・インターネットや情報誌を活用により、国や都道府県、近隣自治体などが発信する情報を収集し、自治会へ提供・国や都道府県が発行する男女共同参画に関する冊子や資料などを活用した啓発活動の実施・村が発行する印刷物での性差をはじめとした差別的な表現への配慮	<ul style="list-style-type: none">・「広報しんしのつ」などによる啓発活動・情報提供・インターネットなどによる情報収集・男女共同参画に関する図書等の充実・性差をはじめとした差別的な表現に対する掲載の配慮

<基本方向3>

老若男女それぞれを尊重した男女共同参画の実現

現状と課題

- 働く女性が増えていくなか、男女共同参画社会の実現に向けては、男性の家庭生活や育児などへの協力や参加が必要不可欠になります。
- 男女共同参画社会の実現に向けては、男性だけではなく、子どもたちの教育も重要となり、子どもの頃から男女共同参画の意識を育むことは、子ども自身にとってだけではなく、今後の新篠津村や社会全体での男女共同参画推進において重要となります。
- 上記のことから、男性の育児参加の支援や、学校教育等を通じた子どもたちへの男女共同参画を考え、体験する機会を提供します。

施策の方向	取組内容	取組項目
①男性が家庭・地域社会に参画しやすい職場環境づくりの推進	・「夫婦が協力しあって子育てをする」ため、男性の育児休業等が取りやすい環境や就業時間の短縮化など、職場の理解と協力の推進 ・男性の子育てへの積極的参加を促進させるため、村と各事業所等との連携推進	・男性の育児休業等・介護休暇の取得推進 ・事業所等への取組みの啓発促進
②男性の育児参画の支援	・主に母親が中心に行っている PTA 活動での、父親への参加の呼びかけや、授業参観・懇談会などの参加の推進	・PTA 活動の充実
③学校教育における男女共同参画	・児童・生徒が社会人となった際、自然に男女共同参画意識を持つため、小中学校での学校教育において、男女共同参画についての学習を推進	・総合的な学習の時間等において児童・生徒への学習機会の実施 ・中学生における職場体験の実施

(2) 目標2: 性別を問わずさまざまな分野への参画の促進

<基本方向1>

地域活動における男女共同参画の推進

現状と課題

- 地域活動（PTA 活動や子ども会活動等）への参加状況は、男性より女性の方が多く参加していますが、自治会長や PTA 会長などにみられるよう、地域における意思決定の場への女性の参画率は少なくなっています。
- 地域活動の場において、あらゆる立場の方がまちづくりに関わるができる環境を整えていきます。

施策の方向	取組内容	取組項目
①地域活動の役割などにおける女性登用促進	<ul style="list-style-type: none">・政策決定の場をはじめとした社会参画につなげていくため、最も身近な社会参加の場である地域活動において、女性の参画推進・自治会などの地域活動の場において、男女が共に等しく「参画」できる環境を整え、地域活動における女性のスキルアップを支援	<ul style="list-style-type: none">・地域における習慣などの見直し・自治会など地域役割への女性参画の推進
②地域活動における男性の参画促進	<ul style="list-style-type: none">・女性が中心となっている PTA 活動等の地域活動における男性参加の推進	<ul style="list-style-type: none">・男性が参加しやすい地域活動計画の促進

<基本方向2>

多様な選択を可能とする柔軟なワーク・ライフ・バランスの実現

現状と課題

- 少子高齢化に伴い、男性だけではなく女性の労働力なしでは日本社会が成り立たなくなっており、新篠津村も同様の傾向にあります。育児・介護休業法の整備により育児休業等や介護休暇が取得しやすくなったものの、依然、家事や育児、介護などの負担が女性に偏っていることが否めず、働く意欲のある女性の障害となっています。
- 新篠津村在住の男女が共に仕事、家事、育児、介護の両立を図り、より豊かな生活を送るため、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の意識啓発を推進していきます。

施策の方向	取組内容	取組項目
①男性優位の待遇の改善	<ul style="list-style-type: none">・ 男女ともに能力に応じた働きやすい職場環境づくりをめざし、職場における男性優遇の現状の改善・ 女性の意識変化と、その能力の積極的発揮のため、行政が率先して状況改善、村内事業所への普及・啓発活動の強化	<ul style="list-style-type: none">・ 男性優位の待遇の確認・改善・ 男女を差別する意識の解消・ 事業所等への取組みの啓発促進
②職場における仕事と家庭の両立支援の促進	<ul style="list-style-type: none">・ 子育てや介護を女性だけでなく、男性への理解を推進し、女性が働き続けることができるよう、育児・介護休業制度をはじめとした支援制度充実に向けた普及・啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none">・ 育児休業等・介護休暇の取得推進・ 女性が働き続けられるための職場環境の改善・ 女性の再就職に対する支援の働きかけ（事業所）・ 女性の就職能力育成に対する支援
③多様なニーズに対応した保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none">・ 多様な働き方に応じた保育ニーズに応えるため、一時預かり保育や延長保育、放課後たんぼぼ託児所をはじめとする保育サービスの充実・実施	<ul style="list-style-type: none">・ 保育所運営事業の充実・ 延長・一時預かり保育事業の充実・ 放課後たんぼぼ託児所の充実・ 乳児保育所の整備
④地域の事業者との連携と啓発	<ul style="list-style-type: none">・ 村内の事業者に対して、積極的な情報提供や就業の場における男女共同参画の啓発活動により、雇用に関する法令・制度を周知	<ul style="list-style-type: none">・ 地域事業者への啓発・促進

<基本方向3>

すべての人の心と身体健康づくり

現状と課題

- 高齢化が進むなか、生涯を通じて明るく楽しく過ごしていくためには、健康の維持増進を図ることは重要となります。歳を重ねても介護が必要にならないような健康の維持増進を図り、介護予防も含めた健康づくりができる環境の整備が必要です。
- 女性は、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。こうした女性の健康上の問題に対して、生涯を通じた健康づくりを推進していきます。

施策の方向	取組内容	取組項目
①母性保護の向上と母子保健の充実	<ul style="list-style-type: none">・安心して子どもを産み育てることが出来るよう、母性保護の向上と母子保健の充実化・規則正しい食事から健やかな生活リズムをつくるよう、食材や栄養バランスについて学ぶ機会の提供	<ul style="list-style-type: none">・健康診査の受診率や予防接種率向上の推進・母子保健事業の充実・子育てに関する情報提供・相談業務の実施・職場における母性保護と健康確保の推進
②思春期教育の推進	<ul style="list-style-type: none">・子どもたちが、エイズや性感染症、妊娠や中絶など男女の性に関する正しい知識と理解を身につけるための適切な性教育の推進	<ul style="list-style-type: none">・学校等における思春期教育
③健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none">・住民一人ひとりが自分の健康に対する意識を高めるため、健康に関する情報提供や、話し合いの場を設けるなど様々な形での心身の健康に対する普及・啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none">・健康診査の受診率向上の推進・健康づくりに関する情報提供と意識啓発
④介護支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none">・介護が女性に集中しないよう、介護保険制度の利用を促進するなど、介護負担金の軽減化	<ul style="list-style-type: none">・介護保険サービスに関する情報提供と相談体制の充実・障がい者福祉サービスの充実と情報提供・介護休暇の取得促進

(3)目標3:住民同士が互いの人権を尊重した住み良いまちづくりの推進

<基本方向1>

生涯を通して男女の健康を包括的に支援する体制づくり

現状と課題

- 女性の社会進出は以前より進んでいますが、まちづくりの方針決定の過程においては、まだ十分に参画が進んでいるとは言えない状況となっています。
- 活動あるまちづくりを進めるためには、女性が本来持っている能力を伸ばし、その考え方や意見を、方針・施策決定過程などに活かし、男女の意見がともに反映されバランスのとれた施策を当然に実施できるよう、あらゆる分野へ女性が参画しやすい環境を整えることが必要です。
- 新篠津村においては、まちづくり方針決定の過程における女性の参画を推進し、政策・方針決定過程における男女の構成比の適正化に努めていきます。

施策の方向	取組内容	取組項目
①村の審議会等委員への女性の登用推進	・新篠津村の審議会等委員への女性登用を積極推進	・審議会等への女性委員登用の推進 ・地域での女性の参画を推進
②村、事業所の管理職などへの女性の登用推進	・女性職員が専門知識を身に付け、能力を十分に発揮できるよう、リーダー育成講座・研修会を開催し、人材の育成を実施 ・管理職にふさわしい人材育成に努めるとともに、女性の登用を推進	・管理職などへの女性職員の登用 ・リーダー育成等の講座・研修会等への参加の推進

<基本方向2>

配偶者等からの暴力、女性や子どもへの暴力を防止に向けた体制づくり

現状と課題

- 女性や子どもに対する暴力の根絶は、男女共同参画社会を実現する上で克服しなければならない課題となっています。
- セクシャル・ハラスメントや、ドメスティック・バイオレンス（DV）をはじめとした人権侵害に対して、速やかに対処できる相談体制を充実化させていきます。

施策の方向	取組内容	取組項目
①女性や子どもに対する暴力の根絶	<ul style="list-style-type: none">・暴力の根絶に向けて広報・啓発活動に努めるとともに、相談体制の充実化を図る・セクシャル・ハラスメント防止に対する意識向上	<ul style="list-style-type: none">・DV未然防止のための啓発活動・情報提供・各種関係機関との連携強化によるDV被害の早期発見・対応・セクシャル・ハラスメント防止のための意識啓発

<基本方向3>

生活上の困難に直面する女性、高齢者や障がい者等が安心して暮らせる環境づくり

現状と課題

- 障がい者やひとり親世帯、高齢者など、社会情勢の変化に伴い、様々な困難を抱えている人たちが増加しており、新篠津村もその一つとなっています。
- 男女共同参画社会をめざしていくためには、男女間の差や障がいがあることなどで、困難な状況に置かれている人々が自立し、安心して暮らせる環境の整えていくことが必要となります。
- 新篠津村では、男女共同参画の視点に立ち、住民それぞれが互いに助け合い、すべての人が暮らしやすいまちづくりを目指していきます。

施策の方向	取組内容	取組項目
①障がい者の自立した生活に対する支援	<ul style="list-style-type: none">・障がい者やその家族が安心して地域で暮らし続けていくため、公共施設等のバリアフリー化など障がい者が自立した生活が送れるよう各種支援の実施・障がい児の早期療育に向け、関係機関が一体となった総合的な支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none">・公共施設等の点検、整備の実施・総合的な療育体制の整備・障がい者福祉サービスの充実・障がい者の自立の支援・障がい者相談支援体制の整備
②高齢者の自立した生活に対する支援	<ul style="list-style-type: none">・高齢者が自立し、安心して暮らすことのできる社会づくりの推進・介護保険制度の適正な運用・高齢者が住む慣れた地域で、これからも安心して生活できるよう、介護予防や高齢者の生きがいつくりなどの支援実施	<ul style="list-style-type: none">・公共施設等の点検、整備の実施・介護予防事業の充実・地域包括支援センターの機能強化・介護保険サービス・高齢者福祉サービスの充実・社会福祉協議会との連携・高齢者の生きがいつくりの推進
③高齢者の地域活動への参画支援	<ul style="list-style-type: none">・退職後も地域社会に貢献し、生きがいを持てるような就労機会の提供・高齢者の方が地域に関わる機会創出のため、コミュニティ活動やボランティア活動に対する支援・協力	<ul style="list-style-type: none">・ボランティア活動の充実と連携の強化・社会福祉協議会との連携